

離島漁業再生支援交付金（継続）

1 趣 旨

離島は、我が国水産業にとっての前進基地であるとともに漁場保全の観点からも、大きな役割を有している。

一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれるようになってきている。また、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。

このような厳しい状況にある離島漁業の再生のためには、地域資源である漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要であり、交付金による支援を実施する。

2 事業内容

（1）離島漁業再生支援交付金

共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。

（1集落（25世帯相当）当たり、国費170万円交付）

（2）離島漁業再生支援推進交付金

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、審査、確認事務等

3 事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成22年度～平成26年度

5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

1,300,000千円（1,378,335千円）

6 交付率

定額

7. 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）